

EDOSEN福祉のおしごとフェア 協賛規約

江戸川学園おおたかの森専門学校（以下、「本学」という。）が開催する就職フェア「EDOSEN 福祉おしごとフェア」（以下「本イベント」という。）へ協賛頂ける法人・施設・事業所（以下「事業所」という。）は、本協賛規約（以下「本規約」といいます。）に定められた条件に従って参加頂くものとします。

1. 規約の履行

本イベントにおいては、本学の指示に従うほか、以下に記載する各規定を遵守しなければなりません。

2. 協賛応募資格

協賛応募資格は次のとおりとします。

- 2.1. 児童福祉事業、保育事業、社会福祉事業、介護保険事業等を開設し、本イベントの開催趣旨に賛同する施設・事業所であること
- 2.2. 本学が定める本イベントの協賛趣旨に賛同し、福祉業界の発展とともに努める者であること
- 2.3. 本学が実施する事前のオンライン説明会に原則として参加すること
- 2.4. 事業運営において、法令違反および公序良俗に反する行為がないこと
- 2.5. 本規約を遵守する者

3. 協賛参加申込みおよび参加決定

- 3.1. 申込は、本学発行の「2026年度 EDOSEN 福祉のおしごとフェア協賛参加申込フォーム」に必要事項を入力し、本学の定める期限までにご応募ください。
- 3.2. 本学は、「2026年度 EDOSEN 福祉のおしごとフェア 協賛参加申込フォーム」を受領した後、協賛参加の可否について確認を行います。
- 3.3. 本学が参加を認めた事業所に対し、その旨をメールにて通知した時点で協賛参加が成立するものとします。
- 3.4. 協賛参加が成立した事業所は、本学が実施する事前のオンライン説明会に原則として参加しなければなりません。
- 3.5. 学生の希望動向および本学の配置判断により、一部の時間帯において学生の参加が見込めない、または学生配置が行えない場合があります。あらかじめご了承ください。

4. 協賛金の支払い

- 4.1. 本イベントは、「協賛規約」に同意の上での申し込みとします。
- 4.2. 本イベント終了後は、請求書に記載された期限までに、フェア協賛金全額を本学の指定する銀行口座へ振り込むものとします。協賛金の振込み手数料は、全額事業所の負担となります。

- 4.3. 支払期日までにフェア協賛金の振り込みが確認できない場合は、協賛契約は当然に解約となります。この場合、本学に損害が生じたときは、事業所は当該損害を賠償するものとします。
- 4.4. 参加に際しては、フェア協賛金のほかに、装飾費、現地までの交通費等の諸費用が発生する場合があり、それらについては全額事業所の負担となります。
- 4.5. 協賛金は、本イベントの運営に要する実費相当額として徴収するものとします。

5. キャンセル料

- 5.1. 決定後のキャンセルはご遠慮ください。
- 5.2. 募集要項に定める期限以降にキャンセルした場合は、当該時点までに発生した実費相当額を、フェア協賛金を上限として申し受けます。

6. 転貸の禁止

事業所は、本学の了承を得ることなく、契約区画の全部または一部を転貸することができません。

7. 設営

事業所は、ブースの設営にあたり、事故のないよう、ブース内の工作物について責任を持って管理するものとします。

8. 会期、開催時間の変更

本学は止むを得ない事情により、会期および開催時間を変更することがあります。本学の都合により会期を変更した場合（3時間以内の時間変更を除く）は、事業所は協賛契約を解除し、フェア協賛金の返還を求めることができます。ただし、解除によって生じた損害は補償しません。

9. 開催の中止

天災、天災による交通機関の運休、その他本学の責によらない開催不能、または開催により事業所または学生に危険が生ずるおそれがあると本学が判断した場合、本イベントの開催を中止することができます。フェア協賛金の返還については、開催中止の理由等を踏まえ、本学が個別に判断します。

10. 協賛参加の取消し等

- 10.1. 事業所において「EDOSEN 福祉のおしごとフェア協賛参加申込フォーム」に虚偽の記載があった場合、本規約への違反があった場合、または第三者への迷惑行為や法令違反、公序良俗に反する行為があった場合は、本学は、フェア当日であっても、参加を取消し、事業所に関する情報（求人など）の削除をすることができるものとします。

- 10.2. 事業所の業務を執行する役員、取締役又は事業所の経営に実質的に関与する者において、第三者への迷惑行為や法令違反、公序良俗に反する行為があつた場合も前項と同様とします。
- 10.3. 前項の場合、事業所は協賛金の支払いを免れることはできません。また、事業所は、前項によって本学に生じた損害を賠償しなければなりません。

11. 損害賠償責任

- 11.1. 本イベントの参加に関連して、事業所の故意または過失により本学、他の事業所、学生、教職員、その他第三者に損害を与えた場合には、自己の責任と負担においてこれを解決し、当該損害を賠償するものとします。
- 11.2. 事業所の行為に起因して、本学が第三者から損害賠償請求を受けた場合には、当該事業所は、自己の責任と負担においてこれを解決し、本学に生じた一切の損害（弁護士費用を含む）を補償するものとします。
- 11.3. 本イベントの開催に関連して、会場内外で発生した、いかなる事故・盗難・紛失・破損等については、本学の責に帰すべき事由がある場合を除き、本学は一切の責任を負わないものとします。
- 11.4. ただし、本学の故意または重過失により事業所に損害が生じた場合には、本学は、当該事業所が支払った協賛金の額を上限として、その損害を賠償する責任を負うものとします。

12. 消防・安全

事業所は、会場に適用される消防および安全にかかわるすべての法令を厳守しなければなりません。

13. 写真・ビデオ撮影

本イベントにおける写真・ビデオ撮影等を許可する権利、その他映像に関する一切の権利は、本学が有します。

14. 個人情報の取り扱い

- 14.1. 事業所は、本イベントを通じて個人情報を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得を行う必要があります。
- 14.2. 利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で利用しなければなりません。また取得した個人情報は、事業所が責任をもって管理・運用するものとします。
- 14.3. 万一、学生に損害が生じた場合、事業所が全責任を負うとともに、自ら責任を持って紛争を解決するものとします。

15. 第三者への情報提供

- 15.1. 協賛参加の確認や本イベントの設営等のために、本学が第三者に対して事業所の情報を提供することがあります。
- 15.2. この情報提供は、本イベントの目的に照らして必要な範囲に限るものとし、事業所はあらかじめこれを了承するものとします。

16. 規約の変更、効力

- 16.1. 本規約は、当事者間の完全な合意であり、本規約を最初に定めた日以前の合意や取り決めに代わるものとします。
 - 16.2. 本学は本イベントの質的向上のため事前の通告なしに、いつでも本規約を変更、または改定できます。
 - 16.3. 本学が本規約を変更または、改定した場合は、本ページの最下部において事業所へ知らせます。変更、または改定したあとに事業所が本学へメール、電話、来学などの方法でアクセスした場合には、変更後の規約に同意したものとします。
 - 16.4. 本規約のある条項が無効あるいは強制力がないと判断された場合においても、他の条項はその完全な効力を維持します。
-

2025年10月23日 制定

2025年10月27日 4と5一部を改定

2025年11月12日 2と3の一部を改定、16を追加

2025年12月15日 2.3、一部を改訂 4.1を追加 5.2一部を追加 9.一部を改訂 11.3構成
変更

2025年12月20日 変更

2026年1月5日 表現および構成の整理、用語統一、損害賠償責任条項の明確化